

熊本県獣医師確保修学資金給付事業実施要領

第1 趣旨

熊本県獣医師確保修学資金給付事業補助金を活用し、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）が行う、獣医系大学に在籍する学生に対する修学資金の給付に係る事業に関し、具体的な事業実施方法等について定める。

第2 事業の実施

熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県獣医師確保修学資金給付事業補助金交付要項（平成28年3月31日施行。以下「交付要項」という。）及び熊本県獣医師確保修学資金給付事業に係る給付対象者選考委員会設置要項（令和2年4月1日施行。以下「設置要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、畜産協会とする。

第4 事業の内容

1 修学資金の給付

畜産協会は、基本方針（獣医療法（以下「法」という。）第10条第1項の規定により定められた基本方針をいう。）及び県計画（法第11条第1項の規定により定められた基本方針をいう。）に基づき、熊本県職員獣医師及び県内に勤務する産業動物を対象に診療を行う獣医師等を確保するため、獣医師免許の取得後に第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に一定期間従事すること等を条件として、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定されている大学において獣医学を専攻する学生（以下「獣医学生」という。）で修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）に対し、修学資金を給付するものとする。

2 就業情報の提供等

畜産協会は、1の事業の円滑な実施を図るため、獣医学生、獣医系大学等関係者等に対する事業の連絡調整及び指導並びに就業した獣医修学生に対する就業状況の調査を行うものとする。

第5 事業の実施方法

1 獣医修学生の対象者及び選考基準等

(1) 対象者 事業の対象者は、次のとおりとする。

対象事業	対象者
①熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業（国庫活用事	次のア、イ、ウ、エをすべて満たす者 ア 国の獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け農林水産省消費・安全局長通知）

業)	において修学資金の給付対象とされた者 イ 獣医師免許取得後、産業動物獣医師及び家畜防疫員（本県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。）として次に掲げる県内の団体等の診療施設に勤務するか、又は産業動物の疾病予防、治療若しくは家畜衛生に関する業務（以下「診療業務等」という。）に従事しようとする者 ① 熊本県農林水産部生産経営局畜産課、家畜保健衛生所、畜産研究所、草地畜産研究所、農業大学校 ② 熊本県経済農業協同組合連合会 ③ 熊本県畜産農業協同組合連合会 ④ 熊本県酪農業協同組合連合会 ⑤ 熊本県農業共済組合 ⑥ 熊本県畜産農業協同組合 ⑦ 農業協同組合 ⑧ その他診療業務等を行う診療施設 ウ 畜産協会から獣医師確保修学資金の給付を受けることができる者 エ 修学資金の給付月額が5万円以下の場合は給付を受けた期間の4分の5以上、給付月額が5万円を超え12万円以下の場合は給付を受けた期間の2分の3以上、給付月額が12万円を超える場合は給付を受けた期間の3分の5以上の期間、診療業務等に従事することができる者
②熊本県獣医師確保修学資金給付事業（県単事業）	次のア、イ、ウ、エをすべて満たす者 ア 獣医学生である者 イ 獣医師免許取得後、熊本県職員獣医師として熊本県に勤務しようとする者 ウ 畜産協会から獣医師確保修学資金の給付を受けることができる者 エ 修学資金の給付月額が5万円以下の場合は給付を受けた期間の4分の5以上、給付月額が5万円を超え12万円以下の場合は給付を受けた期間の2分の3以上、給付月額が12万円を超える場合は給付を受けた期間の3分の5以上の期間、熊本県の業務に従事することができる者

(2) 選考基準等

給付を希望する者が募集人数を超えた場合には、設置要項に基づき給付対象

者選考委員会を設置し、設置要項に定める選考基準をもとに審議・選考する。

2 給付額及び給付期間等

(1) 給付額

修学資金の給付基準額は、国公立大学に修学している者は、月額10万円以内、私立大学に修学している者は、月額18万円以内とする。給付額は、獣医学生、畜産協会及び県の協議により決定するものとする。

(2) 給付期間

修学資金の給付期間は、獣医修学生と契約を締結した日の属する年度の4月から3月まで(12か月間)とする。ただし、この事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

なお、継続給付に係る学生の意向確認等については、当該年度の6月末までとする。

(3) 給付申請の募集期間

畜産協会が学生に対して実施する修学資金給付申請の募集期間は、当該年度の8月10日までとする。

(4) 給付方法

① 畜産協会は、修学資金の給付を受ける者と、その者が第5の1に掲げる要件に該当することを確認のうえ、修学資金の給付に関する契約を締結するものとする。

②-1 畜産協会は、新規に修学資金の給付を受ける者に対し、修学資金給付申請書に加え、次のアからキの書類の提出を求めるものとする。

②-2 畜産協会は、継続で修学資金の給付を受ける者に対しては、次のキの書類の提出を求めるものとする。

なお、継続給付を受ける者であって、額の変更を希望する場合にあっては、キに加え、クの書類の提出を求め、内容を精査した上で、新たに契約を締結するものとする。

ア 学長又は学部長の推薦書

イ 修学資金給付の申請動機を記した文書

ウ 健康診断書

エ 戸籍謄本(外国籍の獣医修学生については住民票)

オ 前学年末における学業成績証明書(新規の大学入学者については、入学許可証の写し及び高等学校の学業成績証明書)

カ 獣医学生の父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者(主たる家計支持者1人)の収入を証明する書類(市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し)

キ 現学年の在学証明書

ク 修学資金給付変更申請書

③ 畜産協会は、修学資金の給付に関する契約を締結する場合には、次に掲げ

る事項を掲載した契約書を作成するものとする。

ア 修学資金の給付額及びその他給付の方法に関する事項

イ 契約の解除及び修学資金の給付の休止等に関する事項

ウ 修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）の返還及び返還債務の履行猶予に関する事項

エ その他修学資金の給付に関し必要と認める事項

④ 畜産協会は、修学資金に関する契約を締結した場合には、契約書及び②の
アからキの書類の写しを知事に提出するものとする。

3 連帯保証人

修学資金の給付を受けようとする者は、連帯保証人（獣医修学生と連帯して契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

4 給付の条件

事業実施主体は、次の各号を獣医修学生が給付を受ける条件として付すものとする。

(1) 獣医修学生が次の各号の一に該当しないこと。

ア 退学すること。

イ 獣医学以外を専攻すること。

ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められること。

エ 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められること。

オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められること。

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第5の12に規定する返還債務の履行猶予の限度内に第5の1(1)の表右欄に掲げる機関に就業すること。

(4) 第5の12に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと、又は就業予定先の都合（人事異動を含む。）により第5の1(1)の表右欄に掲げる機関以外の業務に従事しないこと。

(5) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上、第5の1(1)の表右欄に掲げる機関に就業し、従事すること。

ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5

イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3

ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

5 新規給付

畜産協会は、8月10日までに新規給付の申請を受け付け、第5の2（4）に係る契約を締結した場合は、新規給付を開始する。

6 給付額の変更

畜産協会は、継続給付を受ける者から8月10日までに第5の2（4）②-2に係る申請書の提出があった場合にあって、その内容が適正と認められる場合は、修学資金の給付額を変更して新たに契約を締結する。

7 給付の休止

畜産協会は、獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとみなす。

また、獣医修学生が留年したときも同様とする。

8 給付の終了

畜産協会は、獣医修学生が次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

（1） 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

（2） 死亡したとき。

9 契約の解除及び返還金の返還

（1） 畜産協会は、獣医修学生が4の条件に違反したとき又は6の（1）に該当したときは、条件付き給付契約を解除し、給付した修学資金を返還させるものとする。返還に当たっては、別添により算出される額の返還金を徴収するものとする。

（2） 畜産協会は、獣医修学生に返還請求を通知した日から6か月以内に返還金を返還させるものとし、返還請求を通知した旨を知事に報告するものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

（3） 畜産協会は、獣医修学生が返還金を返還しなければならない日までに正当な理由がなくこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

（4） 畜産協会は、獣医修学生から、全部又は一部の返還金の納付があった場合には、速やかに知事に対し、当該修学資金原資の県負担割合に応じて県に返還するものとする。

（5） 畜産協会は、獣医修学生が、正当な理由がなく返還すべき金額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、速やかに知事に対し、返還金を修学資金原資の県負担割合に応じて県に納付するものとする。

1 0 返還金の返還の免除

畜産協会は、獣医修学生が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、第5の9の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡、事故又は心身の故障のため、第5の1(1)の表右欄に掲げる機関に獣医師としての業務に従事することができなくなったとき。
- (2) 就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、第5の1(1)の表右欄に掲げる機関に獣医師としての業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 畜産協会及び県との合意の上で、就業予定先とは異なる就業先にて産業動物獣医師として従事しようとし、又は従事するとき。

1 1 返還金の返還免除に係る費用の一部負担

畜産協会は、熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業（国庫活用事業）により給付を受けた獣医修学生が第5の1(1)の表右欄に掲げるイ②～⑧に就業した場合、獣医修学生が就業した診療施設等から給付総額の4分の1の額を負担させ、獣医修学生が就業した年度末までに、その額を県に一括して納付するものとする。

1 2 返還金の返還債務の履行猶予

畜産協会は、獣医修学生が次の事由に該当するに至ったときは、第5の9の規定にかかわらず、累積3年を限度として（(2)にあつては、当該事由が継続する間）返還金の返還債務の履行を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、第5の1(1)の表右欄に掲げる機関に獣医師として従事した期間に算入しない。

- (1) 就業予定先の都合（人事異動を含む。）により一時的に第5の1(1)の表右欄に掲げる機関以外の業務に従事することになったとき。
- (2) 災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により第5の1(1)の表右欄に掲げる機関で獣医師としての業務に従事できないとき。
- (3) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

1 3 獣医修学生等に対する指導及び就業状況調査

(1) 獣医修学生等に対する指導

畜産協会は、獣医修学生、獣医系大学等関係者に対して事業の趣旨及び契約内容を十分に理解させるとともに、定期的に報告を求めるほか、必要な際に報告を求めるものとする。

また、県は、獣医修学生に対して定期的に連絡を取るなど就業状況に関して支援に努めるものとする。

(2) 就業状況調査

畜産協会は、獣医修学生が就業予定先に就業した後、就業予定先に確実に就業していることを確認するため、定期的に獣医修学生の就業状況の調査を行うほか、必要な際に就業状況の調査を行うものとする。なお、当該調査は、現地調査により、事前に調査日等を関係者に通告することなく行うものとする。

1 4 報告

畜産協会は、獣医修学生から契約に基づく従事期間満了の確認申請があった場合にはこれを確認し、当該申請者に従事期間満了確認通知により通知するとともに、知事に報告するものとする。

1 5 給付事業実施要領細則の策定

畜産協会は、第5の1から13までに掲げる事項及びその他の必要事項に関して給付事業実施要領細則を定めるものとし、修学資金の給付を受ける者に対する修学資金の給付に当たっては、当該給付事業実施要領細則に定めるところにより給付契約を締結して行うものとする。なお、知事の求めがあったときは、これを提出するものとする。

第6 その他

- 1 交付要項第3条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表に定める。
- 2 交付要項第6条及び要項第9条の事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。
 - (1) 獣医学生との新たな給付契約の締結による獣医修学生数の増加。
 - (2) 第5の5及び9の(1)の給付契約の変更による獣医修学生数の減少。
 - (3) 事務費他の経費の増減。
- 3 県は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、畜産協会に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。畜産協会は、この事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項について知事と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日に施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月17日に施行し、令和2年9月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和３年７月７日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年９月２２日に施行し、令和４年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月２日に施行し、令和６年４月１日より適用する。

附 則

この要領は、令和７年７月２８日に施行し、令和７年４月１日より適用する。

別表

補助対象の事業名	事業の内容	補助対象経費	補助率又は 補助金額	補助対象期間
①熊本県産業動物 獣医師修学資金給 付事業 (国庫活用事業)	大学で獣医学を専攻してい る学生のうち、将来、熊本県 農林水産部職員を含む県内 の診療施設等において産業 動物の診療業務等に従事す ることを志す学生を対象と して、修学資金を給付する。	○獣医修学生に対して給付する修学資金 ・国公立大学：月額１０万円以内 ・私立大学：月額１８万円以内	１／２ 又は １０／１０ (県が必要と 認めた場合。)	毎年度の４月 １日から３月 ３１日までと する。
②熊本県獣医師確 保修学資金給付事 業(県単事業)	大学で獣医学を専攻してい る学生のうち、将来、熊本県 の機関において獣医師の業 務に従事することを志す学 生を対象として、修学資金を 給付する。	○獣医修学生に対して給付する修学資金 ・国公立大学：月額１０万円以内 ・私立大学：月額１８万円以内 ○獣医修学生、獣医系大学関係者等に対し、 修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に 要する経費 賃借料・通信運搬費・消耗品・現地 指導旅費・印刷製本費・発送配達費・ 技術指導費	１０／１０ 定額（毎年度 の熊本県予算 により決定す る。）	毎年度の４月 １日から３月 ３１日までと する。

実施要領第5の9の返還金（修学資金及び加算金）の計算方法

1 修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left[1 - \frac{\text{第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間}^{\ast}} \right]$$

※ 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間＝給付月額5万円以下を給付した月数×5÷4 ＋ 給付月額5万円を超え12万円以下を給付した月数×3÷2 ＋ 給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

（注1）第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注2）第5の12に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により第5の1（1）の表右欄に掲げる機関の業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

2 加算金

（1）条件付き給付契約が解除された場合（（2）から（4）までに掲げる場合を除く）

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（2）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得出来なかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（3）獣医師免許を取得後、1年以内又は第5の12に規定する返還債務の履行猶予の限度内に第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に就業しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（4）獣医師免許取得後、第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事した期間が、修学資金給付期間に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数を掛けた期間に満たなかった場合又は満たす前に第5の12に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて12の（1）又は（3）に該当した場合。

ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5

イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3

ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、修

学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間※}} \right]$$

※ 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間＝給付月額5万円以下を給付した月数×5÷4 ＋ 給付月額5万円を超え12万円以下を給付した月数×3÷2 ＋ 給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

(注1) 第5の1（1）の表右欄に掲げる機関に従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第5の12に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により第5の1（1）の表右欄に掲げる機関の業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付時ごとの金額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付時ごとの金額」と読み替えるものとする。

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数とする。